

令和5年度第2回  
高知県地域職業能力開発促進協議会

日時：令和6年3月13日（水）

10:00～11:30

場所：オーテピア高知図書館

4階 研修室

高知労働局

高 知 県

# 令和5年度第2回高知県地域職業能力開発促進協議会

## 《会 議 次 第》

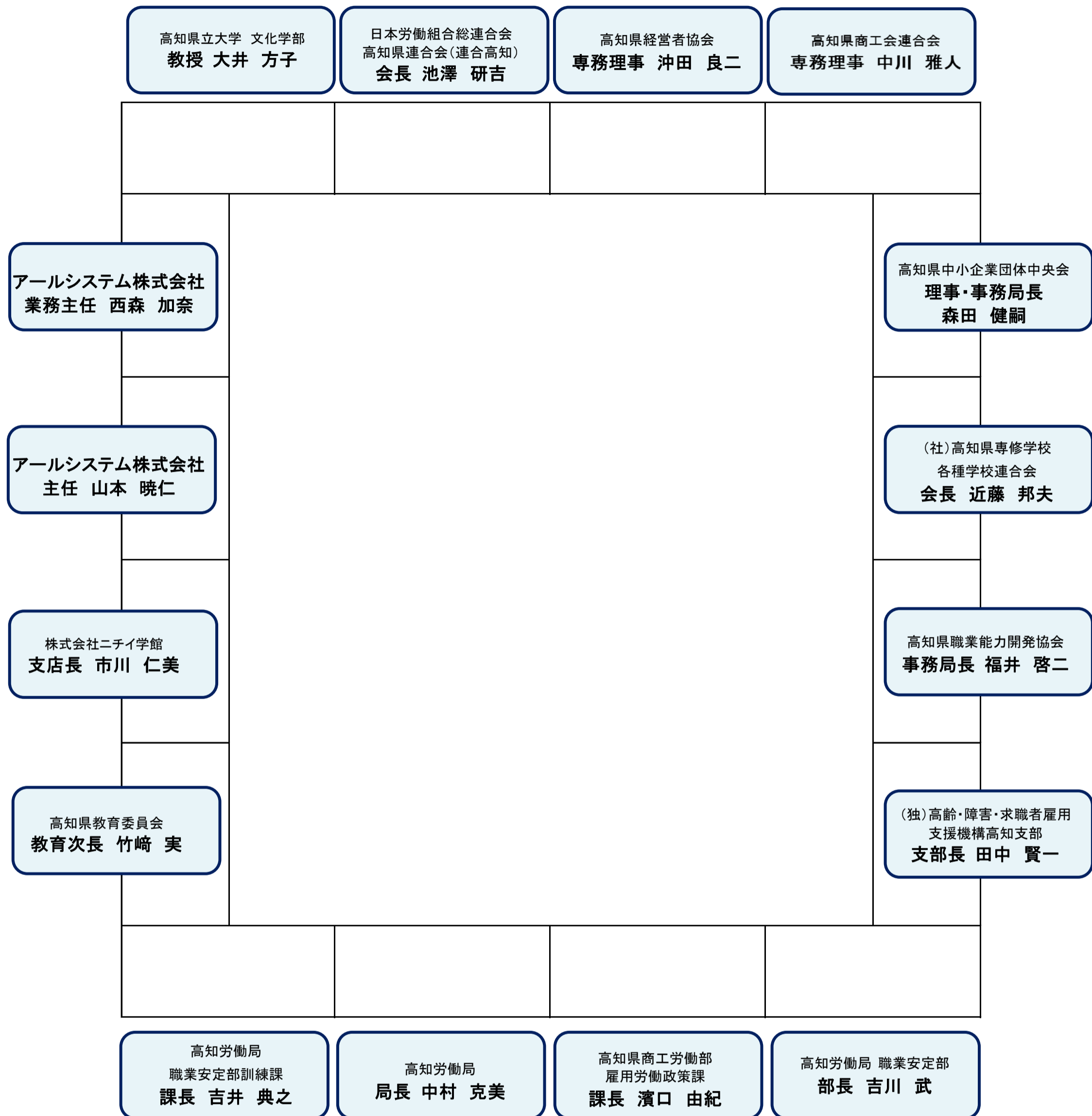
1. 開会あいさつ（高知労働局長）
  
2. 議 題
  - (1) 高知県地域職業能力開発促進協議会設置要綱の改正について
  
  - (2) 令和6年度高知県職業訓練実施計画の策定について
  
  - (3) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保について
  
  - (4) その他
  
3. 質疑・意見交換

# 令和5年度 第2回 高知県地域職業能力開発促進協議会 座席表

オーテピア高知図書館 4階研修室

令和6年3月13日(水)

10:00~11:30



事務局

高知県教育委員会  
指導主事 小嶋 恭子

高知県商工労働部  
雇用労働政策課  
チーフ 高野 卓紀

事務局

(独)高齢・障害・求職者雇用  
支援機構高知支部  
訓練課長 栗田 修

(独)高齢・障害・求職者雇用  
支援機構高知支部  
求職者支援課長  
下田 哲嗣

事務局

高知労働局  
職業安定部訓練課  
課長補佐 鶴見 良子

高知労働局  
職業安定部訓練課  
訓練係長 有田 雄亮

事務局

令和5年度 第2回高知県地域職業能力開発促進協議会 出席者名簿

所 属	役 職	氏 名
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	支部長	田中 賢一
	求職者支援課 課長	下田 哲嗣
	訓練課 課長	栗田 修
(社)高知県専修学校各種学校連合会	会長	近藤 邦夫
高知県職業能力開発協会	事務局長	福井 啓二
(株)ニチイ学館高知支店ヘルスケア事業支店	支店長	市川 仁美
日本労働組合総連合会高知県連合会(連合高知)	会長	池澤 研吉
高知県経営者協会	専務理事	沖田 良二
高知県中小企業団体中央会	理事・事務局長	森田 健嗣
高知県商工会連合会	専務理事	中川 雅人
アールシステム株式会社	業務主任	西森 加奈
	主任	山本 暁仁
高知県立大学 文化学部	教授	大井 方子
高知県商工労働部	雇用労働政策課長	濱口 由紀
	雇用労働政策課 チーフ(能力開発担当)	高野 卓紀
高知県教育委員会	教育次長	竹崎 実
	高等学校課指導主事	小嶋 恭子
高知労働局	局 長	中村 克美

(高知県地域職業能力開発促進協議会事務局)

高知労働局職業安定部	部長	吉川 武
高知労働局職業安定部 訓練課	課長	吉井 典之
	課長補佐	鶴見 良子
	地方人材育成対策担当官 (併)訓練係長	有田 雄亮

## 高知県地域職業能力開発促進協議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
教育訓練 機関等	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	支部長	田中 賢一
	(社)高知県専修学校各種学校連合会	会 長	近藤 邦夫
	高知県職業能力開発協会	事務局長	福井 啓二
	(株)ニチイ学館高知支店ヘルスケア事業支店 (社団法人全国産業人能力開発団体連合会会員企業)	支店長	市川 仁美
労使団体	連合高知	会 長	池澤 研吉
	高知県経営者協会	専務理事	沖田 良二
	高知県中小企業団体中央会	理事・事務局長	森田 健嗣
	高知商工会議所	専務理事	谷脇 明
	高知県商工会連合会	専務理事	中川 雅人
職業紹介 事業者	アールシステム株式会社	業務主任	西森 加奈
学識経験者	高知県立大学	文化学部 教授	大井 方子
行政機関	高知県商工労働部	副部長	濱田 憲司
	高知県教育委員会	教育次長	竹崎 実
	高知労働局	局 長	中村 克美

## 高知県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）

### 1 名称

協議会の名称は「高知県地域職業能力開発促進協議会」と称する。

### 2 目的

高知労働局及び高知県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16号第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う高知県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

設置主体は、高知労働局及び高知県の共催とする。

### 3 構成員

(1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 高知労働局
- ② 高知県  
商工労働部  
教育委員会
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部  
一般社団法人高知県専修学校各種学校連合会  
高知県職業能力開発協会  
社団法人全国産業人能力開発団体連合会会員企業
- ④ 労働者団体  
日本労働組合総連合会高知県連合会（連合高知）
- ⑤ 使用者団体  
高知県経営者協会  
高知県中小企業団体中央会  
高知商工会議所  
高知県商工会連合会
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報提供事業者又はその団体
- ⑦ 学識経験者

(2) 協議会にはその他関係機関の必要とする者の出席を求めることができる。

#### 4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

#### 5 会長

- ① 協議会に会長を置き、高知労働局長をもって充てる。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

#### 7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- ⑥ その他必要な事項に関すること。

#### 8 事務局

協議会の事務局は、高知労働局職業安定部に置く。

#### 9 その他

- ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

令和6年3月13日改正。

○「高知県地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の一部改正関係

改 正 後	現 行
<p>県地域職業能力開発促進協議会設置要綱</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 協議事項 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。</p> <p>② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。</p> <p>③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。</p> <p>④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。</p> <p>⑤ <u>地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。</u></p> <p>⑥ その他必要な事項に関すること。</p> <p>8～9（略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年10月28日から施行する。 <u>令和6年3月13日改正。</u></p>	<p>高知県地域職業能力開発促進協議会設置要綱</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 協議事項 ①協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>② 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。</p> <p>③ 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。</p> <p>④ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。</p> <p>⑤ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。</p> <p>⑥ その他必要な事項に関すること。</p> <p>8～9（略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年10月28日から施行する。</p>



# 地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

参考資料3

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

- 【構成員】 ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村 …… 主催
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体 ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体） ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

## ①公的職業訓練における人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた  
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

将来的に必要なスキルも含め、地域の詳細な人材ニーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

「地域職業訓練実施計画」と実績とのミスマッチの検証

職業訓練機関等

職業訓練の実施

キャリアコンサルティング、その他の職業能力開発に関する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

## ②公的職業訓練における訓練効果の把握・検証 (協議会の下でのワーキンググループで実施)

カリキュラム等の改善

訓練効果の把握・検証

採用企業

訓練機関

修了者

ヒアリング

## ③地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等

指定講座の状況を踏まえ、訓練ニーズの高い分野等における適切な訓練機会の確保等について協議

⇒ 協議内容の報告を受けた厚生労働省による業界団体等を通じた訓練実施機関への指定申請勧奨等の実施により指定講座を拡大

⇒ 個別コースの質の向上を促進

○「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」（令和4年8月25日付け職発0825第1号・開発0825第2号別添1）の一部改正関係

改正後	現行
<p>地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領</p> <p><u>令和4年10月1日から適用する。</u> <u>令和5年12月27日改正</u></p> <p>1 設置要綱に定める事項            (1) (略)            (2) 目的            都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、<u>以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。</u></p> <p>① <u>職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等</u></p> <p>② <u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等</u></p> <p>なお、設置主体については、関係機関の両者又はいずれかとし、都道府県と調整の上、設置要綱に記載すること。</p>	<p>地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領</p> <p>1 設置要綱に定める事項            (1) (略)            (2) 目的            都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、<u>同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。</u></p> <p>なお、設置主体については、関係機関の両者又はいずれかとし、都道府県と調整の上、設置要綱に記載すること。</p>

<p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 協議事項 次に掲げる事項について協議する。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ <u>地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事</u>。</p> <p>⑥ その他必要な事項に関する事。</p> <p>(8) ~ (10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 協議事項 次に掲げる事項について協議する。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ その他必要な事項に関する事。</p> <p>(8) ~ (10) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

○「地域職業能力開発促進協議会実施要領」（令和 4 年 8 月 25 日付け職発 0825 第 1 号・開発 0825 第 2 号別添 2）の一部改正関係

改 正 後	現 行
<p>地域職業能力開発促進協議会実施要領</p> <p><u>令和 4 年 10 月 1 日から適用する。</u> <u>令和 5 年 12 月 27 日 改正</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 具体的な進め方等 設置要綱策定要領 1 (7) の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>公的職業訓練の効果の把握・検証</u> (略) <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について</u> <u>都道府県労働局管轄内における教育訓練給付制度の実施状況（指定講座数や受給者数）について、全国の状況と比較しながら説明し、関係者で意見交換を行う。</u> <u>(7) (略)</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>地域職業能力開発促進協議会実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 具体的な進め方等 設置要綱策定要領 1 (7) の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 訓練効果の把握・検証 (略) <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>4～6 (略)</p>

## 地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領

令和4年10月1日から適用する。

令和5年12月27日 改正

### 1 設置要綱に定める事項

#### (1) 名称

協議会の名称は、「地域職業能力開発促進協議会」の前に当該都道府県名を付する。

設置要綱については、「地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の前に当該都道府県名を付する。

#### (2) 目的

都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- ① 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- ② 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等  
なお、設置主体については、関係機関の両者又はいずれかとし、都道府県と調整の上、設置要綱に記載すること。

#### (3) 構成員

地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 都道府県労働局

- ② 都道府県
- ③ 公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ⑤ 労働者団体
- ⑥ 事業主団体
- ⑦ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑧ 学識経験者
- ⑨ その他関係機関が必要と認める者

(4) ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

(5) 会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(6) 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

(7) 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- ⑥ その他必要な事項に関すること。

(8) 事務局

事務局については、関係機関の両者又はいずれかとし、都道府県と調整の上、設置要綱に記載すること。

(9) その他

- ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場

合を除き、公開とする。

- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

(10) 附則

附則として施行日を定めることとし、施行日は協議会の開催日とする。

2 策定にあつての留意事項

1 (3) に規定する構成員のうち①から⑧については、職業能力開発促進法第15条第1項の規定に基づき、協議会の成立に必要なことに留意すること。

## 地域職業能力開発促進協議会実施要領

令和4年10月1日から適用する。

令和5年12月27日 改正

### 1 開催

地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、年2回以上の開催とし、次年度の公的職業訓練の訓練設定時期等を考慮して開催する。

### 2 構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」（以下「設置要綱策定要領」という。）1（3）に掲げる協議会の構成員（以下「構成員」という。）について、具体的には以下の者を想定していること。

#### （1）公共職業能力開発施設を設置する市町村

横浜市

#### （2）職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体（以下「訓練・教育機関」という。）

次の①から④については必ず構成員とするが、このうち②から④については団体又は団体が推薦する者とする。

また、⑤については、社会人を対象とするコースを設置している大学等であって協議会への参画を希望する者を構成員とすること。

① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「雇用支援機構」という。）

② 都道府県専修学校各種学校協会

③ 都道府県職業能力開発協会

④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

⑤ リカレント教育を実施する大学等

#### （3）労働者団体

日本労働組合総連合会都道府県連合会

#### （4）事業主団体

① 都道府県経営者協会

② 都道府県中小企業団体中央会

③ 都道府県商工会議所

④ 都道府県商工会連合会

⑤ 必要に応じて、①から④の他に職業訓練コースの設定に係る業界団体等の参画を求めることができる。



- (5) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体（以下「職業紹介事業者等」という。）  
管内に事業所のある者
- (6) 学識経験者  
職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者
- (7) その他関係機関が必要と認める者  
協議会の開催毎に定めることとするが、特に以下の者については積極的に構成員としての参画を求めること。
- ① 職業訓練を受講する求職者のニーズ等を把握するための関係者  
効果的な職業訓練の実施にあたって、利用する求職者のニーズ等を踏まえることも有用であることから、協議会が取り上げるテーマに沿って、その都度、当事者又は支援団体等の参画を求めること。
- (例)
- ・ 求職者のうち女性、高齢者、障害者等が受講する職業訓練について協議する場合には、その当事者やNPO等の支援団体
  - ・ 求職者のうち生活困窮者が受講する職業訓練について協議する場合には、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局
- ② 職業訓練を積極的に設定する成長分野等の専門家  
地域における今後の産業展開も踏まえた訓練コースを設定するにあたり、デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）など成長分野の職業訓練について協議する場合は、当該分野の専門家や地域において先進的取組を実施している企業等の参画を求めること。

### 3 具体的な進め方等

設置要綱策定要領1（7）の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。

#### (1) 地域の人材ニーズの把握

協議会の構成員からの説明や構成員間の意見交換等を通じて地域の人材ニーズを把握する。

各構成員に期待する内容は以下のとおりである。

- ・ 都道府県労働局からは、管内の雇用失業情勢等の説明
- ・ 都道府県からは、産業政策、企業誘致の情報等の説明
- ・ 労働者団体からは、スキルアップ等に関する求職者・労働者の声の紹介
- ・ 事業主団体からは、人材ニーズ、スキルニーズ等に関する企業の声の紹介
- ・ 職業紹介事業者等からは、ハローワークを利用しない求職者や求人者の動向等について説明

#### (2) 公的職業訓練の実施状況の検証

地域職業訓練実施計画に基づき、適切に公的職業訓練が行われているか検証する。

離職者向け公的職業訓練については別途通知する様式を用いて取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から所管部分について、前年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

また、当該年度の離職者向け公的職業訓練の進捗状況についても取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から、当該年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

公的職業訓練のうち在職者訓練、学卒者訓練及び障害者訓練については、地域職業訓練実施計画との比較が可能な任意の様式で取りまとめ、資料配付することとし、説明は省略して差し支えない。

### (3) 公的職業訓練の効果の把握・検証

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したのものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うこととするが、具体的な検証等は、設置要綱策定要領1(4)のワーキンググループを設置して行わせることができる。その場合、ワーキンググループの名称は「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」とし、具体的な進め方等は、別添3「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」のとおりとする。

### (4) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有

#### ① 構成員のうちキャリアコンサルティングを実施する機関から取組状況を説明し、構成員による意見交換を行う。

- ・ 都道府県労働局から、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング事例等の説明
- ・ 都道府県、市町村、訓練・教育機関等から、職業訓練等に関わるキャリアコンサルティングの実施状況、事例等の説明

#### ② 都道府県内でリカレント教育を実施している大学等からその取組内容を説明し、関係者で意見交換を行う。

### (5) 次年度の地域職業訓練実施計画の策定

地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、地域職業訓練実施計画を策定する。地域職業訓練実施計画の策定については別途通知する。

### (6) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について

都道府県労働局管轄内における教育訓練給付制度の実施状況（指定講座数や受給者数）について、全国の状況と比較しながら説明し、関係者で意見交換を行う。

### (7) 協議会が独自に定めるテーマ

各協議会において、職業訓練関係で課題となっているテーマを必要に応じて取り上げ、意見交換を行う。

#### 4 協議内容の公表及び国への報告

協議会資料は、原則公表する。協議会の議事録又は議事概要とともに、各都道府県労働局のHPに掲載すること。

また、協議会資料、議事録等については、協議会開催後速やかに厚生労働省に報告すること。

#### 5 構成員の守秘義務

協議会及びワーキンググループにおいて、構成員が、個別の訓練コースに係る効果分析等の調査や情報共有・意見交換の機会に訓練修了者等の個人情報や企業秘密等の情報を取得することが想定される。

こうした非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものについては、構成員に守秘義務が課される。

(具体例)

- ・ 採用企業における経営上の秘密に属しうる事項も含む経営戦略等の内容
- ・ 訓練修了者や訓練修了者を採用した企業等からのヒアリング内容のうち個人情報等にあたる内容

#### 6 その他

他の会議等について、協議会と構成員が概ね同じ場合、関連する議題を取り扱う場合等であって、協議会と同一期日に開催することが効率的と考えられるときは、弾力的に運用することができる。

# 令和6年度 高知県地域職業訓練実施計画

令和6年4月1日

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、高知県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、高知労働局、ハローワーク、高知県等の関係機関と連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

### (1) 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など

雇用への影響が大きく見られたものの、足下の状況では全国的に求人持ち直しの動きが堅調である。高知県の令和5年12月現在の有効求人倍率は1.13倍となり、高知県内の雇用失業情勢はやや弱さが見られる状況であるが、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って様々な職種で人手不足感が深刻化している。このため、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えており、特に、高知県は出生数の低下や若者の県外流出等に伴い、全国に先駆けて少子高齢化が進んでいる。こうした中で、高知県の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、公的職業訓練等を通じた人材の育成を行う等、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

近年のデジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。こうした変化への対応が求められている中で、地域の人材ニーズを的確に把握するとともに、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する職業訓練や、産業界や企業のニーズに合致した在職者のリ・スキリングによる能力向上支援等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

## (2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年11月末現在で21,587人(前年同月比101.6%)であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者の数は令和5年11月末現在で9,152人(前年同月比100.2%)であった。

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

〈令和5年4月～令和5年11月まで〉

離職者に対する公共職業訓練	513人	(前年同期比	98.4%)
求職者支援訓練	203人	(前年同期比	135.3%)

## 3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野(「介護・医療・福祉分野」「医療事務分野」)があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野(「IT分野」)があること
- ③ 応募倍率、就職率がともに低い分野(「営業・販売・事務分野」)があること

- ④ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和4年度は委託訓練受講者が減少していること
- ⑤ デジタル分野の設定はあるものの、内容の充実が課題であること  
といった課題がみられた。これらの課題の解消を図るため、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。
  - ① については、高知県では他県に比べ高齢化が進んでいるため、介護、医療、福祉分野の訓練の設定は必須であることから、応募・受講しやすい募集期間・訓練日程を検討し、専門的スキル向上のほか社会人としての対応やデジタルリテラシーの向上に資する訓練を実施するとともに、ハローワークにおいて訓練の魅力や訓練効果を求職者に説明する等によりの確な受講あっせんを行う。
  - ② については、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、就職支援が十分であるかについて検討した上で運用を見直す。また、「IT分野」で働くことに関心を持てるような取組等、ハローワークと連携した就職支援を強化する。
  - ③ については、求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか検討の上、就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか検討を行う。
  - ④ については、訓練を実施する民間教育機関等のニーズを踏まえたコース設定を行い、計画数と実績の乖離の解消に努める。
  - ⑤ については、既存コースの内容をデジタル人材育成方針に沿った内容にすること、また、デジタル分野の訓練施設の開拓等に努め、一層のコース認定の促進を図る。

#### 4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

##### (1) 離職者に対する公的職業訓練

##### ① 施設内訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)
高知県立中村高等技術学校	25	25	85.7%
左官エクステリア科(1年)「建設関連分野」	10	10	
住宅リフォーム科(10ヶ月)「建設関連分野」	15	15	
高知職業能力開発促進センター	329	313	82.5%
テクニカルオペレーション科「製造分野」 (募集科名:機械CAD技術科)	30	30	
CADものづくりサポート科「製造分野」	36	36	
住宅リフォーム技術科「建設関連分野」 (募集科名:住宅CADリフォーム技術科)	64	60	
電気設備技術科「製造分野」	60	60	
ビジネスワーク科「営業販売事務分野」	84	72	
テクニカルオペレーション科「製造分野」 (短期デュアルコース) (募集科名:機械CAD技術科(企業実習付))	15	15	
電気設備技術科(短期デュアルコース)「製造分野」 (募集科名:電気設備技術科(企業実習付))	15	15	
橋渡し訓練(導入講習)「その他分野」	25	25	
合 計	354	338	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・施設内訓練の定員は令和5年度より16人減の10科目、338人の定員とする。
- ・高知職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等業界ニーズを基に、主にもものづくり分野であって、民間の教育訓練期間等では実施が難しいコースを設定する。(訓練期間:6~7ヶ月)
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

② 委託訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)	
長期高度人材育成コース※1	45	47	84.5%	
介護福祉士養成科「介護・医療・福祉分野」	10	10		
保育士養成科「介護・医療・福祉分野」	10	10		
その他「IT分野」「デザイン分野」「建設関連分野」 「理容・美容分野」「営業・販売・事務分野」「医療事務 分野」「その他」	25	27		
知識等習得コース※2	695	650		
IT系	IT訓練科「営業・販売・事務分野」	470		455
	IT訓練科(デジタル)「IT分野」	30		30
経理・宅地建物取引士「営業・販売・事務分野」	60	45		
介護系「介護・医療・福祉分野」	60	45		
医療事務系「医療事務分野」	75	75		
合計	740	697		

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・委託訓練は、令和5年度計画の740人から43人減の697人を計画数として実施する。
- ・「長期高度人材育成コース」は、人材不足分野の介護福祉士、保育士を重点分野として実施する。
- ・「知識等習得コース」は、IT系、経理・宅地建物取引士、介護系、医療事務系の分野を設定し、応募・求人ニーズを踏まえた上で実施する。
- ・若年者・女性・就職氷河期世代の方に配慮した多様なコース設定を行う。特に育児中の訓練受講希望者に配慮した託児サービス提供事業の拡充を図る。
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

※1 長期高度人材育成コース

非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している若者が正社員就職を実現するために国家資格等の取得を目指すコース。(訓練期間：1年以上2年以下)

※2 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技術等の職業能力を付与するための訓練コース  
(訓練期間：3ヶ月以上を標準とし1年以下)



### ③求職者支援訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)
基礎コース	110	101	58.0%
実践コース*	257	237	63.0%
介護系「介護医療福祉分野」	70	48	
医療事務系「医療事務分野」	15	0	
デジタル系「IT分野（デザイン分野一部含む）」	60	72	
営業販売事務系「営業販売事務分野」	0	50	
美容系「理容・美容関連分野」	112	52	
その他「その他分野」	0	15	
合計	367	338	

\*各分野別の数字は申請見込み数であり、結果は変動する場合があります。

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対して雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるように訓練機会を提供する。
- ・訓練内容としては、職業能力開発講習及び基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を全体の30%程度、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を全体の70%程度とする。
- ・その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定に努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児付き訓練コースの設定に努める。
- ・地域ニーズ枠は、訓練認定規模の10%以内で設定することとする。
- ・新規参入枠は、次のとおりとする。
  - イ 基礎コース 上限値 30%
  - ロ 実践コース 上限値 30%
- ・認定単位期間は、四半期ごとに認定する。なお、第3四半期まで繰り越した認定枠について端数がある場合には集約し振替えることができる。

- ・申請単位期間内で新規参入枠以外の認定数（以下「実績枠」という）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・第 3 四半期以降においては、上半期の認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コースの繰り越し分については、基礎・実践コース間の振替えや、実践コースの他分野への振替えができるものとする。
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

## （2）在職者に対する公共職業訓練等

### 〈職業訓練の対象者数〉

公共職業訓練（在職者訓練） 573 人

#### 【内訳】

高知県 223 人

高知職業能力開発促進センター 170 人

高知職業能力開発短期大学校 190 人

生産性向上支援訓練 600 人

### 〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上支援訓練においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練等のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ものづくり分野について、DX等に対応した職業訓練の開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況等について確認する。
- ・高知県においては、産業界や企業のニーズにあった訓練を実施し、企業在職者にとって必要な資格取得やスキルアップを図る。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)
高知県立高知高等技術学校	85	85	98.1%
機械加工科	10	10	
溶接科	10	10	
塑性加工科 (募集科名: オートボディ科)	20	20	
電気工事科	15	15	
自動車設備科	20	20	
配管科	10	10	
高知県立中村高等技術学校	15	15	
木造建築科	15	15	
高知職業能力開発短期大学校	45	45	95.0%
生産技術科	20	20	
電子情報技術科	25	25	
合 計	145	145	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・県立高等技術学校では、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。(訓練期間: 1~2年間)
- ・高知職業能力開発短期大学校では、技術革新に対応できるものづくりの高度な知識と技術・技能を兼ね備えた実践技能者の育成のための職業訓練を実施する。(訓練期間: 2年間)

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)
知識・技能習得訓練コース (集合訓練)	0	0	85.0%
在宅就業 (テレワーク) 研修科	0	0	
その他	0	0	
実践能力習得訓練コース	35	35	
合 計	35	35	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・定員充足率、就職率の低い訓練コースを廃止し、就職を目指す障害者にとってニーズが

ある就職率の高い実践能力習得訓練コースで、35人の定員として実施。

- ・企業の中で実際の業務を行う事で職業能力の向上と就職を目指す。

#### 5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

- ・受講者に対する訓練終了前から職場定着まで一貫した支援のため、ハローワークにおいては関係機関との連携の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施、訓練受講に合致した積極的な求人情報提供など担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。
- ・高知県が進める「産業振興計画」等の産業施策とも連携した就労支援を実施する。
- ・人材不足分野である「介護・医療・福祉」分野の人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練関係機関及び高知県福祉人材センターの連携強化による就職支援を実施する。
- ・地方単独事業として実施される「地域リスクリソング推進事業」については、事業一覧の報告をもって地域職業訓練実施計画に位置付ける。

なお、県及び市町村の該当事業一覧（地域リスクリソング推進事業一覧）は、事業実施年度に入り開催する地域職業能力開発促進協議会において、報告する。

R6年度 職業訓練 計画数  
 (令和6年度高知県職業訓練実施計画より抜粋)

高知県(人)

分野		委託訓練 (県)	求職者 支援訓練*	県施設内訓練 (高知・中村高等 技術学校)	高齢・障害・ 求職者雇用 支援機構	合計
+ 求職者支援訓練 (実践者向け)	IT分野 (デジタル系)	36	72			108
	営業・販売・事務分野	503	50		72	625
	医療事務分野	76				76
	介護・医療・福祉分野	65	48			113
	農業分野					0
	旅行・観光分野					0
	デザイン分野	3				3
	製造分野				156	156
	建設関連分野	2		25	60	87
	理容・美容関連分野	4	52			56
	その他分野	8	15		25	48
(基礎コース)	基礎		101			101
合計		697	338	25	313	1,373

\*計画数は申請見込数であり変動することがあります。

# ハロートレーニング（離職者向け）の令和4年度実績

## 1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

39_高知		総計			
分野		コース数	計画数	定員数	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野(デジタル系)	3	59	19	19
	営業・販売・事務分野	51	668	648	498
	医療事務分野	7	90	75	43
	介護・医療・福祉分野	13	196	149	94
	農業分野	0	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0
	デザイン分野	1	3	0	0
	製造分野	11	156	156	124
	建設関連分野	10	90	90	67
	理容・美容関連分野	11	62	112	85
その他分野	9	37	33	33	
（求職者支援訓練） 基礎コース	基礎	3	110	40	30
合計		119	1,471	1,322	993
（参考） デジタル分野		3	59	19	19

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

### 用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

#### 「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

#### 「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

#### 「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

#### 「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

#### 「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

#### 「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

ただし、公共職業訓練については、令和4年度末までに終了したコース、求職者支援訓練については、令和5年3月末までに終了したコースについて集計。

#### 「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況（令和4年度）

\*応募倍率・就職率については高いものを赤いセル、低いものを緑のセルで表示している。

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)							求職者支援訓練							
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	関連就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	雇用保険適用就職率	就職率	関連就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	2	4	4	100.0%	100.0%	82.7%	85.7%	1	15	15	133.3%	100.0%	30.8%	53.8%	42.9%
	営業・販売・事務分野	42	499	382	97.2%	76.6%	55.9%	57.8%	5	65	35	66.2%	53.8%	51.9%	78.6%	54.5%
	医療事務分野	7	75	43	60.0%	57.3%	84.6%	51.3%	0	0	0	-	-	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	8	33	22	75.8%	66.7%	75.9%	72.4%	5	116	72	67.2%	62.1%	75.0%	85.5%	94.3%
	農業分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-
	デザイン分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-
	製造分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-
	建設関連分野	2	1	3	300.0%	300.0%	100.0%	33.3%	0	0	0	-	-	-	-	-
	理容・美容関連分野	3	2	2	100.0%	100.0%	100.0%	-	8	110	83	104.5%	75.5%	53.1%	81.3%	44.2%
	その他分野	4	8	11	175.0%	137.5%	88.9%	-	0	0	0	-	-	-	-	-
(基礎者支援訓練)	基礎	-	-	-	-	-	-	-	3	40	30	90.0%	75.0%	55.2%	69.0%	70.0%
合計		68	622	467	92.9%	75.1%	80.7%	57.2%	22	346	235	84.4%	67.9%	58.5%	78.6%	66.2%
(参考) デジタル分野		2	4	4	100.0%	100.0%	82.7%	85.7%	1	15	15	133.3%	100.0%	30.8%	53.8%	42.9%

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

(注) 求職者支援訓練の就職率は令和6年1月末までに終了したコースについて集計。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況（令和4年度）

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)							公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)						
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	関連就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	関連就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	-	4	84	81	153.6%	96.4%	90.8%	76.1%
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
デザイン分野	1	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
製造分野	0	0	0	-	-	-	-	11	156	124	95.5%	79.5%	84.2%	42.1%
建設関連分野	2	25	16	68.0%	64.0%	73.3%	16.7%	6	64	48	78.1%	75.0%	77.5%	60.7%
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	-	5	25	22	131.0%	88.0%	71.4%	78.6%
合計	3	25	16	68.0%	64.0%	73.3%	16.7%	26	329	275	107.6%	83.6%	83.6%	66.4%
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-



# ハロートレーニング（離職者向け）の令和5年度実績

## 1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

39_高知		総計			
分野		コース数	計画数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	5	94	56	46
	営業・販売・事務分野	34	671	536	423
	医療事務分野	5	91	61	41
	介護・医療・福祉分野	10	150	150	93
	農業分野	0	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0
	デザイン分野	1	3	5	5
	製造分野	12	156	141	108
	建設関連分野	8	90	90	56
	理容・美容関連分野	8	60	90	69
その他分野	7	36	32	27	
（求職者支援訓練） 基礎コース	基礎	2	110	29	18
合計		92	1,461	1,190	886
（参考） デジタル分野		6	97	61	51

### 用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

#### 「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。（令和6年1月末現在）

#### 「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

#### 「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

#### 「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

#### 「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

#### 「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。（令和6年1月末現在）集計分

## 2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況（令和5年度）

\*応募倍率・就職率については高いものを赤いセル、低いものを緑のセルで表示している。

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練						
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	雇用保険適用就職率	就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	3	21	16	119.0%	76.2%	-	2	35	30	72.0%	85.7%	-	-
	営業・販売・事務分野	28	427	317		74.2%	-	2	25	24	132.0%	96.0%	-	-
	医療事務分野	5	61	41	72.1%	67.2%	-	0	0	0	-	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	4	35	15	45.7%	42.9%	-	6	115	78	79.0%	67.8%	-	-
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
	デザイン分野	1	5	5	160.0%	100.0%	-	0	0	0	-	-	-	-
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
	建設関連分野	1	1	1	100.0%	100.0%	-	0	0	0	-	-	-	-
	理容・美容関連分野	2	4	4	100.0%	100.0%	-	6	86	65	112.0%	75.6%	-	-
その他分野	4	7	6	100.0%	85.7%	-	0	0	0	-	-	-	-	
求職者支援訓練(基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	2	29	18	72.0%	62.1%	-	-
合計		48	561	405	89.1%	72.2%	-	18	290	215	96.0%	74.1%		-
(参考) デジタル分野		3	21	16	119.0%	76.2%	-	2	35	30	72.0%	85.7%	-	-

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。  
 (注)就職率は訓練終了後3カ月以内の就職を6カ月後に確定のため5年度は未集計。

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	4	84	82	133.3%	97.6%	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	0	0	0	-	-	-	12	141	108	78.4%	76.6%	-
建設関連分野	2	25	20	100.0%	80.0%	-	5	64	35	62.3%	54.7%	-
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	5	25	21	119.0%	84.0%	-
合計	2	25	20	100.0%	80.0%	-	26	314	246	96.0%	78.3%	-
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-

# 指標から分析した改善すべき方向性

就職率 高

## 【就職率「高」・応募倍率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズの観点からは効果的な訓練と言えるが、受講者ニーズをとらえ切れていない可能性がある。

### <考えられる改善の方向性>

- 訓練コースが、求職者にとって応募や受講がしやすい募集日程・訓練日程となっているか要検討。
- 受講勧奨の段階で、訓練コースの内容や効果に関する周知の強化について要検討。

## 【就職率「高」・応募倍率「高」の分野の改善方策】

求人ニーズ、求職者ニーズを踏まえた効果的な職業訓練と言える。

### <考えられる改善の方向性>

- 応募倍率が100%を超えている場合には、申込者数に応じた定員の拡充について要検討。

応募倍率 高

35 応募倍率 低

## 【就職率「低」・応募倍率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズ、受講者ニーズ双方をとらえ切れていない可能性がある。

### <考えられる改善の方向性>

- 求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか要検討。
- 就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか要検討
- 訓練コースの周知や受講勧奨に課題がないか要検討。
- 以上を講じても改善されないときは訓練コースの縮小を要検討。

## 【応募倍率「高」・就職率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズをとらえ切れていない可能性があるとともに、受講者に就職率が低いことが伝わっていない可能性がある。

### <考えられる改善の方向性>

- 求人ニーズに即した訓練内容になっているか要検討。
- 就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか要検討
- 受講勧奨時に、受講者に必要な情報が伝わっているか、要検討。

就職率 低

# 令和6年度高知県職業訓練実施計画の策定に向けた方針

## 令和5年度計画と同程度の規模で人材を育成

### 実施状況 の分析

#### ①就職率が高く、応募倍率が低い分野

(R4年度実績に該当する訓練分野)  
「介護・医療・福祉」「医療事務分野」

- ・応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討が必要
- ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化

#### ②応募倍率が高く、就職率が低い分野

(R4年度実績に該当する訓練分野)  
「IT分野（デジタル分野）」

- ・求人ニーズに即した訓練内容になっているか、就職支援策が充分か、検討が必要
- ・「公共職業訓練の効果検証」の結果も踏まえた、ハローワークと連携した就職支援の強化が必要

#### ③応募倍率が低く、就職率が低い分野

(R4年度実績に該当する訓練分野)  
「営業・販売・事務分野」

- ・求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか検討が必要
- ・就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか検討

### 計画と実績 の乖離

④委託訓練の計画数と実績は乖離。さらに令和4年度は委託訓練受講者が減少。

- ・開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組が必要。

### 人材ニーズ を踏まえた 設定

⑤デジタル分野の設定はあるものの、内容の充実が課題

- ・ITコースの内容をデジタル人材育成方針に沿った内容にすること等、質・量の面で一層の設定促進が必要。

# ヒアリング結果を踏まえた今後の対応について

ヒアリング結果を踏まえて、今後、訓練設定や就職支援について以下の取組を行う予定。

## 介護

募集定員に満たない場合、開講に向けギリギリの判断をしているので制度の見直しが希望。

求職者支援訓練に雇用保険法指示ができるようになり求職者が増加し、そのようなケースは減少した。

技能や知識だけでなくコンプライアンス、道徳、協調性等の理解が必要。

訓練受講生はそのような認識を持っており、採用に安心感がある。

訓練の内容は介護福祉士のレベルのもののため、十分であると思われる。また心構えや相互扶助について習得できた。

■ 介護分野は応募倍率が低く、就職率が高い分野であり、人手不足分野の社会的ニーズが高い業種であることを鑑み、できるだけ募集期間の穴を作らない、訓練期間の設定を行う。奨励金の支給要件緩和については、厚生労働省に上申する。

■ 受講者のスキル技能の習熟度を高める事は必須であるが社会人としての完成度を高めるよう工夫を行う。

■ ヒアリング調査の結果を好事例として、求職者の応募勧奨に活用する。

訓練希望者の傾向として、短時間の訓練を希望する方が一定存在している。そのような方はより集中力を高めて訓練受講に臨むことができている。

基礎の知識、技術の習得レベルは身につけている。ただし、知識、スキル向上のみならず、コミュニケーション能力の向上が期待されている。

実技が難しい内容であったが、チームワークの大切さを知る内容は評価できる。技術習得のための時間数、職場体験の時間の要望があった。

■ 職業訓練の設定については、多様な働き方という考え方を取り入れ今後も柔軟な設定を考えてゆく。

■ カリキュラムには技術スキルの習得はもちろんだが、コミュニケーション等の習得をする機会も必要である。

■ 実技習得の時間を最大限確保するとともに、実習等の実地体験の検討を要する。

## 美容

# ヒアリング結果を踏まえた今後の対応について

ヒアリング結果を踏まえて、今後、訓練設定や就職支援以下のような取組を行う予定。

「資格取得」が就職に直結する場合もあるが、合格発表までの就職支援も大きく就職率に影響する。就職状況報告期限の延長が希望。

- 公的職業訓練の最終目標は就職であるため就職支援は重要であり、ハローワークとの連携を強化する。ただし、就職状況報告書の提出緩和要望等は厚生労働省に上申する。

宅建の合格率は高くないため、就職後再チャレンジするような意欲のある方を希望する。接客等のコミュニケーションスキルは大事であるし、パソコンスキルは必須である。

- 合格できなかった受講生の就職支援は重要であり、求人の選定等ハローワークの支援を重視する。就職後を考えパソコンスキルの習得が必要。

宅建資格取得に特化せず、パソコン技能の習得や営業向け知識の講座も必要と感じている。HWでのキャリアコンは総じて好評である。

- 専門資格取得には大きく時間を必要とすることは否めないが、資格所得が最終目標ではなく就職し仕事をするのが最終目標であるため、カリキュラムの設定が必要。なおこの訓練に限るものではないが、キャリアコンは必要性は認められるのでハローワーク等積極的に活用する。

# 教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組

## 【背景】

- **主体的なり・スキリングによる能力向上支援の充実に向けて、労働者が厚生労働大臣が指定する講座を受講、修了した場合にその費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度の指定講座の拡大が求められている。**<sup>(※)</sup>
- 一方で、労働政策審議会では、教育訓練給付の**指定講座について地域ごとの偏りが指摘されているところ。**

## 【対応】

こうした状況に対応するため、

- **地域職業能力開発促進協議会を通じて地域毎の訓練ニーズ等を把握**
- 把握した訓練ニーズの高い分野や地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の**業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施**  
等により、**地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大**をはかる。

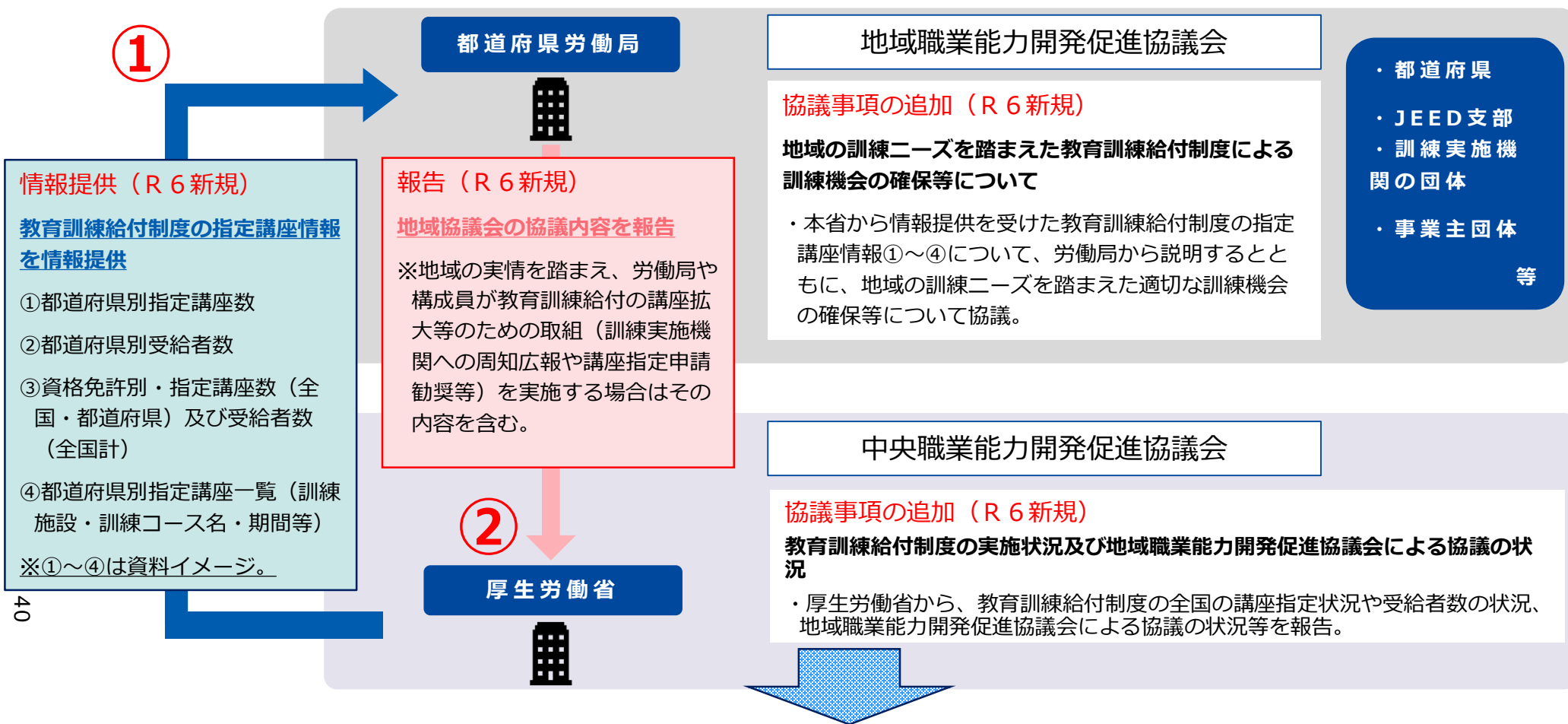
※ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」令和5年6月16日閣議決定（抜粋）

- 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。
- デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。



# 教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大

- リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。



- 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。

# 41 教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 高知労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	受講費用の <b>50%</b> （上限年間 <b>40万円</b> ）を6か月ごとに支給。 ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の <b>20%</b> （上限年間 <b>16万円</b> ）を追加支給。	受講費用の <b>40%</b> （上限 <b>20万円</b> ）	受講費用の <b>20%</b> （上限 <b>10万円</b> ）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>在職者又は離職後1年以内</b>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者</li> <li>○ <b>雇用保険の被保険者期間3年以上</b>（初回の場合、専門実践教育訓練給付は<b>2年以上</b>、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は<b>1年以上</b>）</li> </ul>		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	<p><b>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程</li> <li>② 専門学校<b>の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム</b> 文部科学省連携</li> <li>③ 専門職大学院</li> <li>④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携</li> <li>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</li> <li>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座<b>経済産業省連携</b></li> <li>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程</li> </ul>	<p><b>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等</li> <li>② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</li> <li>③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携</li> </ul>	<p><b>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</li> <li>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕</li> </ul>

（注）講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

# 教育訓練給付の指定申請等の概要

## 1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ

### ③ 教育訓練給付の対象講座として

#### 指定（指定期間3年）

指定基準を満たす講座を有する

教育訓練機関

4月申請は10月指定  
10月申請は4月指定



(指定基準)

- 教育訓練について、継続、安定して遂行する能力があること
- 当該講座について1事業年度以上の事業実績を有していること
- 施設管理者や苦情受付者等、施設管理者を配置すること

等

### ① 申請

申請受付は年2回  
(例年4月からと10月からの約1ヶ月間)

指定希望講座の実施関係調査票及び  
指定基準の確認関係書類

### ② 審査



厚生労働省



申請窓口等実施機関  
(厚生労働省委託)

中央職業能力開発協会（令和5～6年度）

## 2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



厚生労働大臣の指定を受けた講座

### ② 教育訓練修了証明書等の発行

① 入講→講座を修了  
(受講料を自ら負担)



受給の要件を  
満たす者（※）

### ④ 支払った費用の 一定割合を給付

③ 支給申請の手続き



住居所を管轄する  
ハローワーク

(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

# 教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



**専門実践教育訓練給付**

最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



**特定一般教育訓練給付**

受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



**一般教育訓練給付**

受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

## 輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許  
 中型自動車第一種・第二種免許  
 大型特殊自動車免許  
 準中型自動車第一種免許  
 普通自動車第二種免許  
 フォークリフト運転技能講習  
 けん引免許  
 車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習  
 移動式クレーン運転士免許  
 クレーン・デリック運転士免許

## 専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験  
 ファイナンシャル・プランニング技能検定試験  
 行政書士、税理士  
 中小企業診断士試験  
 通関士、マンション管理士試験  
 司法書士、弁理士  
 気象予報士試験  
 土地家屋調査士

司書・司書補  
 産業カウンセラー試験  
 公認内部監査人認定試験

## 事務関係

Microsoft Office Specialist 2016  
 VBAエキスパート  
 簿記検定試験（日商簿記）  
 日本語教員、IELTS  
 日本語教育能力検定試験  
 実用英語技能検定（英検）  
 TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT  
 中国語検定試験  
 HSK漢語水平考試  
 「ハングル」能力検定  
 建設業経理検定

## 医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）  
 社会福祉士  
 保育士  
 看護師、准看護師、助産師  
 精神保健福祉士、はり師  
 柔道整復師、歯科技工士  
 理学療法士、作業療法士  
 言語聴覚士、栄養士  
 管理栄養士、保健師  
 美容師、理容師  
 あん摩マッサージ指圧師  
 きゅう師、臨床工学技士  
 視能訓練士  
 臨床検査技師

主任介護支援専門員研修  
 介護支援専門員実務研修  
 介護福祉士実務者研修  
 介護職員初任者研修  
 特定行為研修  
 喀痰吸引等研修  
 福祉用具専門相談員  
 登録販売者  
 衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験  
 医療事務認定実務者（R）試験  
 調剤薬局事務検定試験  
 健康管理士一般指導員資格認定試験  
 メンタルヘルス・マネジメント検定試験

## 営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験

インテリアコーディネーター  
 パーソナルカリスト検定  
 ソムリエ呼称資格認定試験  
 国内旅行業務取扱管理者試験

## 技術関係

測量士補、電気工事士  
 航空運航整備士  
 自動車整備士  
 海技士

電気主任技術者試験  
 建築士  
 技術士  
 土木施工管理技術検定  
 建築施工管理技術検定  
 管工事施工管理技術検定  
 電気通信工事担任者試験

## 製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

## 大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程  
 （商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など）

職業実践力育成プログラム  
 （保健、社会科学、工学・工業など）

キャリア形成促進プログラム  
 （医療、文化教養、商業実務関係）

専門職学位  
 （ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など）

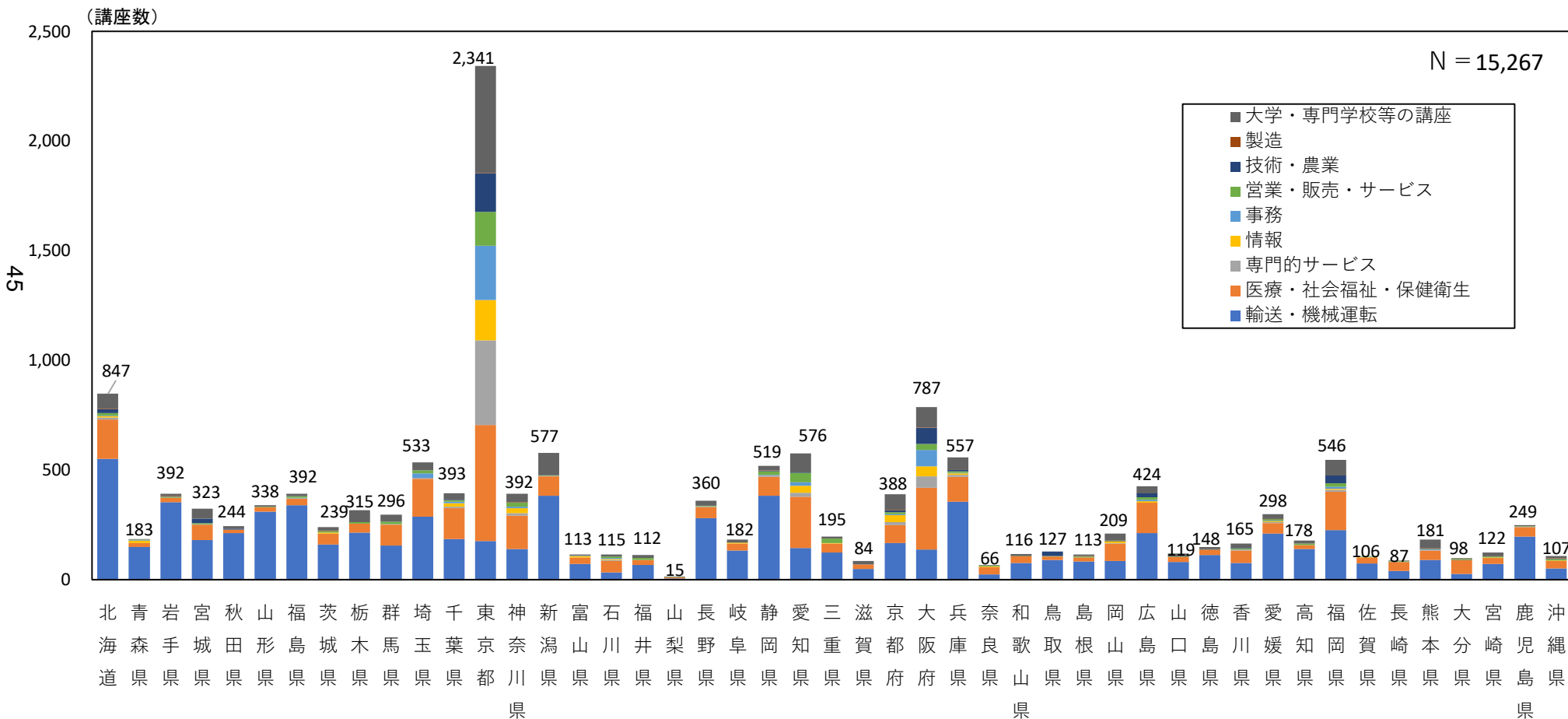
短時間の職業実践力育成プログラム  
 （人文科学・人文）

短時間のキャリア形成促進プログラム  
 （文化教養関係）

修士・博士  
 履修証明  
 科目等履修生

# 指定講座の状況（訓練機関の所在地・分野別）（令和5年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2,300講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、新潟県、愛知県の前が多くなっている。
- 東京都の指定講座を分野別にみると、特に「専門的サービス関係」「情報関係」「技術関係」では指定講座の4～5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開催している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

# 高知県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

高知県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）		全国			高知県				
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2460	-	80	2380	44	-	0	44
	中型自動車第一種免許	1688	-	56	1632	28	-	0	28
	準中型自動車第一種免許	763	-	32	731	23	-	0	23
	大型特殊自動車免許	676	-	20	656	8	-	0	8
	大型自動車第二種免許	661	-	33	628	24	-	0	24
	フォークリフト運転技能講習	301	-	3	298	0	-	0	0
	けん引免許	152	-	12	140	5	-	0	5
	その他	972	-	15	957	8	-	0	8
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	7	-	-	7	0	-	-	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1538	295	21	1222	11	1	0	10
	介護支援専門員	107	-	64	43	0	-	0	0
	喀痰吸引等研修修了	57	-	14	43	0	-	0	0
	介護職員初任者研修	277	-	75	202	2	-	0	2
	看護師	287	280	0	7	4	4	0	0
	特定行為研修	265	-	67	198	0	-	0	0
	社会福祉士	164	125	6	33	0	0	0	0
	保育士	126	108	3	15	0	0	0	0
	精神保健福祉士	111	85	0	26	0	0	0	0
	歯科衛生士	115	112	0	3	0	0	0	0
	その他	569	415	9	145	0	0	0	0
専門的サービス関係	税理士	205	-	0	205	0	-	0	0
	社会保険労務士試験	118	-	3	115	0	-	0	0
	行政書士	50	-	0	50	0	-	0	0
	その他	178	22	0	156	0	0	0	0

# 高知県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

（令和5年10月1日時点）

○

高知県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）		全国				高知県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	-	-	75	0	-	-	0
	CAD利用技術者試験	25	-	-	25	0	-	-	0
	Webクリエイター能力認定試験	47	-	-	47	0	-	-	0
	第四次産業革命スキル習得講座	129	129	-	-	0	0	-	-
	その他	128	3	10	115	0	0	0	0
事務関係	TOEIC	166	-	-	166	0	-	-	0
	簿記検定試験（日商簿記）	84	-	-	84	0	-	-	0
	中国語検定試験	32	-	-	32	0	-	-	0
	「ハングル」能力検定	5	-	-	5	0	-	-	0
	実用フランス語技能検定試験	4	-	-	4	0	-	-	0
	日本語教員	53	-	-	53	0	-	-	0
	その他	80	-	-	80	0	-	-	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	122	-	4	118	0	-	0	0
	その他	371	295	0	76	6	6	0	0
製造関係	計	34	11	0	23	0	0	0	0
技術・農業関係	建築士	56	-	0	56	0	-	0	0
	建築施工管理技術検定	51	-	0	51	0	-	0	0
	土木施工管理技術検定	59	-	0	59	0	-	0	0
	その他	226	19	3	204	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	624	-	-	624	1	-	-	1
	キャリア形成促進プログラム	6	5	1	-	0	0	0	-
	職業実践専門課程	664	664	-	-	12	12	-	-
	職業実践力育成プログラム	240	198	42	-	2	1	1	-
	専門職大学院	95	94	-	1	0	0	-	0
	科目等履修生	15	-	-	15	0	-	-	0
	履修証明	28	-	-	28	0	-	-	0
	その他	1	1	0	-	0	0	0	-

47



# 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	138,367	25	滋賀県	318	702	99,725	726	23,206
2	青森県	234	702	73,896	595	20,004	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	63,164
3	岩手県	295	605	55,629	983	31,724	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	238,923
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	50,481	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	132,518
5	秋田県	178	411	31,559	588	15,223	29	奈良県	378	926	116,608	681	25,590
6	山形県	155	409	43,506	702	22,148	30	和歌山県	174	385	42,780	637	21,433
7	福島県	271	707	84,568	1,118	40,682	31	鳥取県	89	273	36,817	344	10,887
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	54,191	32	島根県	121	353	43,623	373	10,514
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	36,304	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	42,922
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	38,462	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	74,988
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	186,810	35	山口県	268	724	73,401	725	25,078
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	153,299	36	徳島県	146	339	38,071	425	15,239
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	601,181	37	香川県	268	916	125,619	559	18,529
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	284,120	38	愛媛県	422	996	110,033	787	28,486
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	59,357	39	高知県	121	450	66,650	420	15,420
16	富山県	152	301	32,304	537	16,615	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	109,967
17	石川県	222	554	58,305	461	15,666	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	12,324
18	福井県	166	333	26,327	516	17,162	42	長崎県	314	894	93,452	449	15,567
19	山梨県	126	354	40,548	269	6,629	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	34,736
20	長野県	380	885	97,055	1,315	38,635	44	大分県	271	830	99,166	564	17,917
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	34,660	45	宮崎県	294	923	105,227	544	16,143
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	77,780	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	24,809
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	187,616	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	19,877
24	三重県	343	912	115,924	1,076	37,052		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	3,162,912

（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

## 教育訓練指定講座一覧（高知県）

### 一般教育訓練 指定講座一覧（令和5年10月1日時点）

No.	施設名	実施者住所	施設電話番号	講座名	実施区分	訓練期間	目標資格
1	高知工科大学大学院	高知県高知市永国寺町2番22号	0887-53-1113	工学研究科 基盤工学専攻 起業マネジメントコース	土日	24か月	修士・博士
2	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種大型自動車免許取得講座（中型8t限定MT免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
3	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種中型自動車免許限定解除取得講座（中型8t限定MT免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
4	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種大型特殊自動車免許取得講座（普通免許以上所持）	平日昼間、夜間	1か月	大型特殊自動車免許
5	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種中型自動車免許取得講座（普通MT免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
6	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種大型自動車免許取得講座（中型免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
7	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種大型自動車免許取得講座（普通MT免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
8	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種大型自動車免許取得講座（準中型5t限定MT免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
9	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種中型自動車免許取得講座（準中型5t限定MT免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
10	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種準中型自動車免許限定解除取得講座（準中型5t限定MT免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	準中型自動車第一種免許
11	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種大型自動車免許取得講座（準中型免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
12	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種中型自動車免許取得講座（準中型免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
13	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種準中型自動車免許取得講座（普通MT免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	準中型自動車第一種免許
14	宿毛自動車学校	高知県宿毛市和田1050番地	0880-63-3135	第一種準中型自動車免許取得講座（所持免許なし・原付免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	準中型自動車第一種免許
15	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	普通二種MT・普通二種AT（技能18時間・学科19時間コース）	平日昼間、夜間	1か月	普通自動車第二種免許
16	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（中型8トン限定）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
17	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型二種（中型8トン限定）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第二種免許
18	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型特殊・けん引	平日昼間、夜間	1か月	大型特殊自動車免許
19	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型特殊	平日昼間、夜間	1か月	大型特殊自動車免許
20	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	けん引	平日昼間、夜間	1か月	けん引免許
21	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	中型一種（準中型5トン限定MT）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
22	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（準中型5トン限定MT）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
23	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（中）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
24	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型二種（大）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第二種免許
25	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	中型一種限定解除	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
26	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型二種（技能34時間・学科19時間コース）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第二種免許
27	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	準中型（免許なし・原付免許所持）	平日昼間、夜間	1か月	準中型自動車第一種免許
28	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	準中型（普通MT所持）	平日昼間、夜間	1か月	準中型自動車第一種免許
29	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	準中型（準中型5トン限定MT所持）	平日昼間、夜間	1か月	準中型自動車第一種免許
30	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	中型一種（準中型）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
31	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	中型一種（普通）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
32	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（準中型）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
33	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型二種（準中型）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第二種免許
34	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（普通）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
35	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	普通二種（技能21時間・学科19時間）	平日昼間、夜間	1か月	普通自動車第二種免許
36	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（中型8トン限定）・大型特殊	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
37	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（準中型5トン限定MT）・大型特殊	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
38	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（普通）・大型特殊	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
39	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（中型8トン限定）・けん引	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
40	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（準中型5トン限定MT）・けん引	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
41	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	大型一種（普通）・けん引	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許
42	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	合宿 準中型（なし・原付）	平日昼間、夜間	1か月	準中型自動車第一種免許
43	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	合宿 準中型（普通MT）	平日昼間、夜間	1か月	準中型自動車第一種免許
44	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	合宿 中型（準中型）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
45	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	合宿 中型（準中型5トンMT）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
46	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	合宿 中型（普通MT）	平日昼間、夜間	1か月	中型自動車第一種免許
47	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	合宿 大型（中型）	平日昼間、夜間	1か月	大型自動車第一種免許

## 教育訓練指定講座一覧（高知県）

### 一般教育訓練 指定講座一覧（令和5年10月1日時点）

No.	施設名	実施者住所	施設電話番号	講座名	実施区分	訓練期間	目標資格
48	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	合宿 大型（中型8トン）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
49	高知ニュードライバー学院	高知県吾川郡いの町枝川282	088-892-1414	合宿 大型（準中型5トンMT）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
50	安芸自動車学校	高知県安芸市川北甲2100番地	0887-34-3181	中型一種免許取得講座（準中型5t免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
51	安芸自動車学校	高知県安芸市川北甲2100番地	0887-34-3181	中型一種免許取得講座（普通免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
52	安芸自動車学校	高知県安芸市川北甲2100番地	0887-34-3181	普通二種免許取得講座（技能18時限コース）	平日昼間、夜間、	1か月	普通自動車第二種免許
53	安芸自動車学校	高知県安芸市川北甲2100番地	0887-34-3181	準中型一種免許取得講座（所持免許なし又は原付）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
54	安芸自動車学校	高知県安芸市川北甲2100番地	0887-34-3181	準中型一種免許取得講座（二輪免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
55	安芸自動車学校	高知県安芸市川北甲2100番地	0887-34-3181	準中型一種免許取得講座（普通MT免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
56	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（中型8t限定MT取得者対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
57	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第一種免許取得コース（中型8t限定MT取得者対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
58	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	中型第一種免許取得コース（準中型5t限定MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
59	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第一種免許取得コース（準中型5t限定MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
60	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	普通第二種免許取得コース（技能18時限取得対象）	平日昼間、夜間、	1か月	普通自動車第二種免許
61	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	けん引第一種免許取得コース	平日昼間、夜間、	1か月	けん引免許
62	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（技能34時限対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
63	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（大型一種取得者対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
64	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	普通第二種免許取得コース（技能21時限対象）	平日昼間、夜間、	1か月	普通自動車第二種免許
65	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型一種免許取得コース（中型免許取得者対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
66	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型特殊免許取得コース（技能6時間限対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型特殊自動車免許
67	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型一種（準中型5t限定MT有）+大型特殊免許取得コース	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
68	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	中型第一種免許取得コース（中型8t限定MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
69	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第一種（中型8t限定MT有り）+けん引免許取得コース	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
70	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（技能13時限対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
71	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第一種（準中型5t限定MT有り）+けん引免許取得コース	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
72	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第一種（中型8tMT有り）+大型特殊免許取得コース	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
73	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（中型一種又はマイクロ限定有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
74	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（中型二種8tMT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
75	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（技能24時限対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
76	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	けん引及び大型特殊免許取得コース	平日昼間、夜間、	1か月	けん引免許
77	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	準中型第一種免許取得コース（技能41時限対象）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
78	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	準中型第一種免許取得コース（普通MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
79	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	準中型第一種免許取得コース（準中型5t限定MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
80	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第一種免許取得コース（準中型MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
81	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	中型第一種免許取得コース（準中型MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
82	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（準中型MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
83	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（技能26時限対象）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
84	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	準中型第一種免許取得コース（準中型5t限定AT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
85	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	準中型第一種免許取得コース（二輪有り）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
86	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	準中型第一種免許取得コース（普通AT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
87	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	中型第一種免許取得コース（技能15時限学科1時限対象）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
88	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（普通二種MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
89	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第二種免許取得コース（普通二種及び準中型有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
90	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第一種免許取得コース（普通二種MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
91	高知中央自動車学校	高知県高知市江陽町4番50号	088-883-3251	大型第一種免許取得コース（普通一種MT有り）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
92	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型一種（中型8トン限定）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
93	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型特殊	平日昼間、夜間、	1か月	大型特殊自動車免許
94	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	けん引	平日昼間、夜間、	1か月	けん引免許

## 教育訓練指定講座一覧（高知県）

### 一般教育訓練 指定講座一覧（令和5年10月1日時点）

No.	施設名	実施者住所	施設電話番号	講座名	実施区分	訓練期間	目標資格
95	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型一種（準中型5ト限定MT）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
96	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型一種（中型免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
97	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型特殊・けん引	平日昼間、夜間、	1か月	大型特殊自動車免許
98	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	中型一種限定解除（中型8ト限定MT）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
99	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	中型一種（準中型5ト限定MT）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
100	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型二種（中型8ト限定）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
101	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型二種（技能34時間・学科19時間）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
102	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	普通二種MT・普通二種AT（技能18時間・学科19時間）	平日昼間、夜間、	1か月	普通自動車第二種免許
103	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	普通二種MT・普通二種AT（技能21時間・学科19時間）	平日昼間、夜間、	1か月	普通自動車第二種免許
104	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	中型一種（普通MT）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
105	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型一種（普通MT）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
106	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型一種（準中型）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
107	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	準中型（普通MT免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
108	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	中型一種（準中型免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
109	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型二種（準中型免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
110	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	準中型一種	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
111	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	準中型一種限定解除（MT）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
112	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型二種（大型一種）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
113	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型一種（中型免許所持）・大型特殊	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
114	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型一種（中型8ト限定MT）・大型特殊	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
115	四万十自動車学校	高知県吾川郡いの町枝川282	0880-37-1919	大型一種（準中型5ト限定MT）・大型特殊	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
116	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型一種免許取得講座（中型8t免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
117	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型二種免許取得講座（中型8t免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
118	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型二種免許取得講座（大型免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
119	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	中型一種免許取得講座（普通免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
120	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型一種免許取得講座（中型免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
121	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型一種免許取得講座（普通免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
122	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型二種免許取得講座（普通免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
123	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型二種免許取得講座（中型免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
124	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	普通二種免許取得講座（技能18時限コース）	平日昼間、夜間、	1か月	普通自動車第二種免許
125	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型特殊免許取得講座（6時限コース）	平日昼間、夜間、	1か月	大型特殊自動車免許
126	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	準中型免許取得講座（所持免許なし又は原付）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
127	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	準中型免許取得講座（普通免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
128	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	中型一種免許取得講座（準中型5t免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
129	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型一種免許取得講座（準中型5t免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
130	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型二種免許取得講座（準中型5t免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第二種免許
131	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型一種+大型特殊免許取得講座（中型8t免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
132	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型一種免許取得講座（準中型免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
133	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	準中型免許取得講座（二輪免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	準中型自動車第一種免許
134	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	けん引免許取得講座（12時限コース）	平日昼間、夜間、	1か月	けん引免許
135	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型特殊+けん引免許取得講座	平日昼間、夜間、	1か月	大型特殊自動車免許
136	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	大型一種+けん引免許取得講座（準中型5t免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	大型自動車第一種免許
137	高知県自動車学校	高知県高知市一宮中町3丁目1番2号	088-845-1411	中型一種免許取得講座（準中型免許所持）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
138	須崎自動車学校	高知県須崎市多ノ郷甲4481番地	0889-42-0655	中型一種限定解除	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
139	須崎自動車学校	高知県須崎市多ノ郷甲4481番地	0889-42-0655	中型一種（準中型5ト限定MT）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
140	須崎自動車学校	高知県須崎市多ノ郷甲4481番地	0889-42-0655	中型一種	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許
141	須崎自動車学校	高知県須崎市多ノ郷甲4481番地	0889-42-0655	中型一種（準中型）	平日昼間、夜間、	1か月	中型自動車第一種免許

## 教育訓練指定講座一覧（高知県）

### 一般教育訓練 指定講座一覧（令和5年10月1日時点）

No.	施設名	実施者住所	施設電話番号	講座名	実施区分	訓練期間	目標資格
142	高知介護福祉アカデミー	高知県南国市篠原707番地	088-855-7502	介護職員初任者研修（4ヶ月コース）	-	4か月	介護職員初任者研修
143	高知介護福祉アカデミー	高知県南国市篠原707番地	088-855-7502	介護職員初任者研修（2ヶ月コース）	-	2か月	介護職員初任者研修
144	高知介護福祉アカデミー	高知県南国市篠原707番地	088-855-7502	介護福祉士実務者研修介護職員基礎研修修了者対象講座	-	2か月	介護福祉士実務者養成研修
145	高知介護福祉アカデミー	高知県南国市篠原707番地	088-855-7502	介護福祉士実務者研修ホームヘルパー2級修了者対象講座	-	4か月	介護福祉士実務者養成研修
146	高知介護福祉アカデミー	高知県南国市篠原707番地	088-855-7502	介護福祉士実務者研修ホームヘルパー1級修了者対象講座	-	4か月	介護福祉士実務者養成研修
147	高知介護福祉アカデミー	高知県南国市篠原707番地	088-855-7502	介護福祉士実務者研修無資格者対象講座	-	6か月	介護福祉士実務者養成研修
148	高知介護福祉アカデミー	高知県南国市篠原707番地	088-855-7502	介護福祉士実務者研修初任者研修修了者対象講座	-	4か月	介護福祉士実務者養成研修
149	高知介護福祉アカデミー	高知県南国市篠原707番地	088-855-7502	介護職員初任者研修+介護福祉士実務者研修	-	8か月	介護福祉士実務者養成研修
150	平成福祉専門学校	高知県高知市針木北1丁目14-30	088-840-6111	介護福祉士実務者養成研修（無資格）	-	8か月	介護福祉士実務者養成研修
151	平成福祉専門学校	高知県高知市針木北1丁目14-30	088-840-6111	介護福祉士実務者養成研修（ヘルパー2級修了者）	-	8か月	介護福祉士実務者養成研修
152	平成福祉専門学校	高知県高知市針木北1丁目14-30	088-840-6111	介護福祉士実務者養成研修（ヘルパー1級修了者）	-	8か月	介護福祉士実務者養成研修
153	平成福祉専門学校	高知県高知市針木北1丁目14-30	088-840-6111	介護福祉士実務者養成研修（介護職員初任者研修修了者）	-	8か月	介護福祉士実務者養成研修

### 専門実践教育訓練 指定講座一覧（令和5年10月1日時点）

No.	施設名	実施者住所	施設電話番号	講座名	実施区分	訓練期間	目標資格
1	高知県立幡多看護専門学校	高知県高知市丸の内1-2-20	0880-66-2525	医療専門課程 看護学科（3年課程）	平日昼間	36か月	看護師
2	RKC調理製菓専門学校	高知県高知市南久万58番地1	088-822-8234	調理師科	平日昼間	12か月	調理師
3	龍馬情報ビジネス&フード専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-0077	情報システム学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（情報処理）
4	龍馬情報ビジネス&フード専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-0077	会計ビジネス学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（商業実務その他）
5	龍馬情報ビジネス&フード専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-0077	製菓製パン学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（衛生関係その他）
6	龍馬情報ビジネス&フード専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-0077	ゲームクリエイター学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（工業関係その他）
7	龍馬情報ビジネス&フード専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-0077	セールスマネジメント・ブライダル学科 セールスマネジメントコース	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（商業実務その他）
8	龍馬情報ビジネス&フード専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-0077	セールスマネジメント・ブライダル学科 ブライダルプロデュースコース	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（商業実務その他）
9	龍馬情報ビジネス&フード専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-0077	調理経営学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（衛生関係その他）
10	龍馬看護ふくし専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-1800	看護学科	平日昼間	36か月	看護師
11	龍馬看護ふくし専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-1800	子ども未来学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（社会福祉関係その他）
12	龍馬看護ふくし専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-825-1800	医療事務・医療秘書学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（医療関係その他）
13	龍馬デザイン・ビューティ専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-875-0099	自動車整備工学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（自動車整備）
14	龍馬デザイン・ビューティ専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-875-0099	グラフィックデザイン学科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（デザイン）
15	龍馬デザイン・ビューティ専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-875-0099	通信課程美容科（美容所従事者コース）	-	36か月	美容師
16	龍馬デザイン・ビューティ専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-875-0099	通信課程美容科（一般コース）	-	36か月	美容師
17	龍馬デザイン・ビューティ専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-875-0099	美容総合学科（スタイリストコース）	平日昼間	24か月	美容師
18	龍馬デザイン・ビューティ専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-875-0099	美容総合学科（ビューティ&ブライダルコース）	平日昼間	24か月	美容師
19	龍馬デザイン・ビューティ専門学校	高知県高知市北本町1-12-6	088-875-0099	美容総合学科（ネイルコース）	平日昼間	24か月	美容師
20	平成福祉専門学校	高知県高知市針木北1丁目14-30	088-840-6111	介護福祉士養成科	平日昼間	24か月	介護福祉士
21	高知開成専門学校	高知県高知市本宮町65番地7	088-850-0200	看護学科	平日昼間	36か月	看護師
22	高知開成専門学校	高知県高知市本宮町65番地7	088-850-0200	システム開発科	平日昼間	24か月	職業実践専門課程（情報処理）
23	近森病院附属看護学校	高知県高知市大川筋一丁目1番16号	088-871-7582	看護学科	平日昼間	36か月	看護師
24	高知大学大学院総合人間自然科学研究科医科学専攻	高知県高知市曙町二丁目5番1号	088-880-2263	地域医療を支える四国病院経営プログラム	平日夜間、土日	12か月	職業実践力育成プログラム（特別の課程）（その他）

### 特定一般教育訓練 指定講座一覧（令和5年10月1日時点）

No.	施設名	実施者住所	施設電話番号	講座名	実施区分	訓練期間	目標資格
1	高知大学次世代地域創造センター	高知県高知市曙町二丁目5番1号	088-844-8481	土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業（土佐FBC）本科コース	平日夜間	9か月	職業実践力育成プログラム（短期）【特定一般】